

鳥取県薬局機能情報提供制度実施要領 新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">鳥取県薬局機能情報提供制度実施要領</p> <p>1 目的 本要領は、良質な医療を提供する体制の確立を図るため、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第8条の2の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「法施行規則」という。）第11条の2において知事が定めることとされた医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報で別表に掲げる事項（以下「薬局機能情報」という。）の報告の方法について定めるとともに、県民による薬局の適切な選択を支援することを目的とする。</p> <p>2 情報の取扱い (1) 薬局開設者は、薬局機能情報を3（1）により県に対して報告し、県は原則として、報告を受けた薬局機能情報をそのまま公表するものとする。 (2) 薬局開設者は、薬局機能情報について正確かつ適切な情報を報告し、薬剤師等は当該薬局において、住民・患者等からの相談等に適切に応じるよう努めなくてはならない。</p> <p>3 薬局機能情報の報告 (1) 報告の方法 薬局開設者は、以下について、県東部地区に所在する薬局にあつては、鳥取市保健所を経由して鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課（以下「医療・保険課」という。）へ、県中部・西部地区に所在する薬局にあつては、当該薬局を管轄する総合事務所へ報告する。 ア 定期報告 毎年12月31日現在の状況について、翌年1月31日まで（<u>医療・保険課が別に定める場合にあつては、その日まで</u>）に、<u>医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）</u>又は様式第1号により報告する。 イ 随時報告 薬局機能情報のうち、別表の第1の1に掲げる基本情報並びに第1の3（3）に掲げる事項（以下「基本情報等」という。）に変更が生じたときは、30日以内に、<u>G-MIS 又は様式第1号</u>により報告する。 ウ 新規開設許可時の報告 新たに開設許可を受けた薬局については、開設許可後30日以内に当該薬局の薬局機能情報について、<u>G-MIS 又は様式第2号</u>により報告する。  エ その他 別表に掲げる事項のうち、基本情報等以外の薬局機能情報に変更（（4）の訂正事項を除く。）が生じたときは、定期報告に併せて行うこととすれば足りるが、住民・患者による薬局の選択に資するため、適切な情報を提供する観点から、薬局開設者は薬局機能情報に修正又は変更があつたときに、その都度報告することが望ましい。</p>	<p style="text-align: center;">鳥取県薬局機能情報提供制度実施要領</p> <p>1 目的 本要領は、良質な医療を提供する体制の確立を図るため、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第8条の2の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「法施行規則」という。）第11条の2において知事が定めることとされた医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報で別表に掲げる事項（以下「薬局機能情報」という。）の報告の方法について定めるとともに、県民による薬局の適切な選択を支援することを目的とする。</p> <p>2 情報の取扱い (1) 薬局開設者は、薬局機能情報を3（1）により県に対して報告し、県は原則として、報告を受けた薬局機能情報をそのまま公表するものとする。 (2) 薬局開設者は、薬局機能情報について正確かつ適切な情報を報告し、薬剤師等は当該薬局において、住民・患者等からの相談等に適切に応じるよう努めなくてはならない。</p> <p>3 薬局機能情報の報告 (1) 報告の方法 薬局開設者は、以下について、県東部地区に所在する薬局にあつては、鳥取市保健所を経由して鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課（以下「医療・保険課」という。）へ、県中部・西部地区に所在する薬局にあつては、当該薬局を管轄する総合事務所へ報告する。 ア 定期報告 毎年12月31日現在の状況について、翌年1月31日までに、<u>様式第1号又はとっとり電子申請サービス</u>により報告する。  イ 随時報告 薬局機能情報のうち、別表の第1の1に掲げる基本情報並びに第1の3 <u>(1) 及び (3)</u>に掲げる事項（以下「基本情報等」という。）に変更が生じたときは、30日以内に、<u>様式第1号</u>により報告する。 ウ 新規開設許可時の報告 新たに開設許可を受けた薬局については、開設許可後30日以内に当該薬局の薬局機能情報について、次のいずれかの方法で報告する。 <u>(i) とっとり医療情報ネットへの入力</u> <u>(ii) 様式第2号の提出</u>  エ その他 別表に掲げる事項のうち、基本情報等以外の薬局機能情報に変更（（4）の訂正事項を除く。）が生じたときは、定期報告に併せて行うこととすれば足りるが、住民・患者による薬局の選択に資するため、適切な情報を提供する観点から、薬局開設者は薬局機能情報に修正又は変更があつたときに、その都度報告することが望ましい。</p>

改正後	現 行
<p>(2) 公表  医療・保険課及び総合事務所は、薬局開設者から報告された薬局機能情報の内容を確認の上、<u>薬局機能情報の全国統一的な検索・情報提供システムにより公表する。また、インターネットを利用できない環境にある住民・患者等に配慮し、書面による閲覧、パーソナルコンピューター等のモニター画面での表示等による公表も行うことができる。</u></p> <p>(3) 報告の是正命令等  薬局開設者が報告を行わない場合又は虚偽の報告を行ったと認められる場合には、医療・保険課又は総合事務所の長は法第72条の3の規定に基づき、期間を定めて、薬局開設者に対し、報告の要請又はその報告の内容の是正を行うよう命ずることができる。</p> <p>(4) その他  薬局開設者は、報告した薬局機能情報について誤りがあったときは、速やかにその訂正を医療・保険課又は総合事務所に申し出ることとし、医療・保険課又は総合事務所は速やかに所要の是正措置を行うものとする。</p> <p>4 薬局による情報提供  薬局開設者は、薬局機能情報について県へ報告するとともに、当該薬局において閲覧に供しなければならない。その際、書面による閲覧に代えて、電磁的方法（電子メール、インターネット、パーソナルコンピューター等モニター画面での表示、CD-ROM等の交付）による情報提供を行うことができる。</p> <p>附 則  この要領は、平成19年11月7日から施行する。</p> <p>附 則  この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則  この要領は、平成30年1月30日から施行する。</p> <p>附 則  この要領は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則  この要領は、令和元年12月12日から施行する。</p> <p>附 則  この要領は、令和3年12月2日から施行する。</p> <p>附 則  この要領は、令和4年12月8日から施行する。</p>	<p>(2) 公表  医療・保険課及び総合事務所は、薬局開設者から報告された薬局機能情報の内容を確認の上、<u>インターネット、書面による閲覧、パーソナルコンピューター等のモニター画面での表示等により公表するものとする。</u></p> <p>(3) 報告の是正命令等  薬局開設者が報告を行わない場合又は虚偽の報告を行ったと認められる場合には、医療・保険課又は総合事務所の長は法第72条の3の規定に基づき、期間を定めて、薬局開設者に対し、報告の要請又はその報告の内容の是正を行うよう命ずることができる。</p> <p>(4) その他  薬局開設者は、報告した薬局機能情報について誤りがあったときは、速やかにその訂正を医療・保険課又は総合事務所に申し出ることとし、医療・保険課又は総合事務所は速やかに所要の是正措置を行うものとする。</p> <p>4 薬局による情報提供  薬局開設者は、薬局機能情報について県へ報告するとともに、当該薬局において閲覧に供しなければならない。その際、書面による閲覧に代えて、電磁的方法（電子メール、インターネット、パーソナルコンピューター等モニター画面での表示、CD-ROM等の交付）による情報提供を行うことができる。</p> <p>附 則  この要領は、平成19年11月7日から施行する。</p> <p>附 則  この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則  この要領は、平成30年1月30日から施行する。</p> <p>附 則  この要領は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則  この要領は、令和元年12月12日から施行する。</p> <p>附 則  この要領は、令和3年12月2日から施行する。</p> <p>附 則  この要領は、令和4年12月8日から施行する。</p>

改正後	現 行
<p><u>附 則</u> この要領は、令和6年1月29日から施行する。</p> <p>別表（法施行規則別表第一（第十一条の三関係）） 第一 管理、運営、サービス等に関する事項</p> <p>一 基本情報</p> <p>(1) 薬局の名称 (2) 薬局開設者 (3) 薬局の管理者 (4) 薬局の所在地 (5) 薬局の面積 (6) <u>店舗販売業の併設の有無</u> (7) <u>電話番号及びファクシミリ番号</u> (8) <u>電子メールアドレス</u> (9) <u>営業日</u> (10) <u>開店時間</u> (11) <u>開店時間外で相談できる時間</u> (12) <u>健康サポート薬局である旨の表示の有無</u> (13) <u>地域連携薬局の認定の有無</u> (14) <u>専門医療機関連携薬局の認定の有無及び認定の区分</u></p> <p>二 薬局へのアクセス</p> <p>(1) 薬局までの主な利用交通手段 (2) 薬局の駐車場     (i) 駐車場の有無     (ii) 駐車台数     (iii) 有料又は無料の別 (3) ホームページアドレス</p> <p>三 薬局サービス等</p> <p>(1) <u>相談に対する対応の可否</u> (2) <u>相談できるサービスの利用方法</u> (3) 薬剤師不在時間の有無 (4) 対応することができる外国語の種類 (5) 障がい者に対する配慮 (6) 車椅子の利用者に対する配慮</p>	<p>別表（法施行規則別表第一（第十一条の三関係）） 第一 管理、運営、サービス等に関する事項</p> <p>一 基本情報</p> <p>(1) 薬局の名称 (2) 薬局開設者 (3) 薬局の管理者 (4) 薬局の所在地</p> <p>(5) <u>電話番号及びファクシミリ番号</u></p> <p>(6) <u>営業日</u> (7) <u>開店時間</u> (8) <u>開店時間外で相談できる時間</u></p> <p>(9) <u>地域連携薬局の認定の有無</u> (10) <u>専門医療機関連携薬局の認定の有無（有の場合は傷病の区分を含む）</u></p> <p>二 薬局へのアクセス</p> <p>(1) 薬局までの主な利用交通手段 (2) 薬局の駐車場     (i) 駐車場の有無     (ii) 駐車台数     (iii) 有料又は無料の別 (3) ホームページアドレス (4) <u>電子メールアドレス</u></p> <p>三 薬局サービス等</p> <p>(1) <u>健康サポート薬局である旨の表示の有無</u> (2) <u>相談に対する対応の可否</u></p> <p>(3) 薬剤師不在時間の有無 (4) 対応することができる外国語の種類 (5) 障がい者に対する配慮 (6) 車椅子の利用者に対する配慮</p>

改正後	現 行
<p>(7) 特定販売の実施</p> <p>(i) 特定販売を行う際に使用する通信手段</p> <p>(ii) 特定販売を行う時間</p> <p>(iii) 特定販売により販売を行う医薬品の区分</p> <p>(8) 薬局製剤実施の可否</p> <p>(9) 薬局医薬品の取扱品目数</p> <p>(10) 要指導医薬品及び一般用医薬品の取扱品目数</p> <p>(11) 健康増進法第43条第6項に規定する特別用途食品の取扱いの有無</p> <p>(12) 配送サービスの利用</p> <p>(i) 配送サービスの利用の可否</p> <p>(ii) 配送サービスの利用方法</p> <p>(iii) 配送サービスの利用料</p> <p>四 費用負担</p> <p>(1) 医療保険及び公費負担等の取扱い</p> <p>(2) <u>電子決済</u>による料金の支払の可否</p> <p>第二 提供サービスや地域連携体制に関する事項</p> <p>一 業務内容、提供サービス</p> <p>(1) 認定薬剤師（中立的かつ公共性のある団体により認定された薬剤師、又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師をいう。）の種類及び人数</p> <p>(2) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数</p> <p>(3) <u>登録販売者その他資格者の人数</u></p> <p>(4) 薬局の業務内容</p> <p>(i) 無菌製剤処理に係る調剤の実施</p> <p>イ <u>無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否（他の薬局の無菌製剤室を利用する場合を含む。）</u></p> <p>ロ <u>無菌調剤室の有無</u></p> <p>ハ <u>クリーンベンチの有無</u></p> <p>ニ <u>安全キャビネットの有無</u></p> <p>ホ <u>無菌製剤処理に係る調剤を当該薬局において実施した回数</u></p> <p>ヘ <u>無菌製剤処理に係る調剤を他の薬局の無菌調剤室を利用して実施した回数</u></p> <p>(ii) 一包化に係る調剤の実施の可否</p> <p>(iii) 麻薬に係る調剤の実施</p> <p>イ <u>麻薬に係る調剤の実施の可否</u></p> <p>ロ <u>麻薬に係る調剤を実施した回数</u></p> <p>(iv) 浸煎薬及び湯薬に係る調剤の実施の可否</p> <p>(v) <u>医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施</u></p> <p>イ <u>医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否</u></p> <p>ロ <u>医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務を実施した件数</u></p>	<p>現 行</p> <p>四 費用負担</p> <p>(1) 医療保険及び公費負担等の取扱い</p> <p>(2) <u>クレジットカード</u>による料金の支払の可否</p> <p>第二 提供サービスや地域連携体制に関する事項</p> <p>一 業務内容、提供サービス</p> <p>(1) 認定薬剤師（中立的かつ公共性のある団体により認定された薬剤師、又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師をいう。）の種類及び人数</p> <p>(2) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数</p> <p>(3) 薬局の業務内容</p> <p>(i) <u>無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否</u></p> <p>(ii) 一包化薬に係る調剤の実施の可否</p> <p>(iii) 麻薬に係る調剤の実施の可否</p> <p>(iv) 浸煎薬及び湯薬に係る調剤の実施の可否</p> <p>(v) <u>薬局製剤実施の可否</u></p> <p>(vi) <u>医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否</u></p>

改正後	現 行
<p>(vi) 携帯型ディスプレイ注入ポンプの取扱いの有無</p> <p>(vii) 小児の訪問薬剤管理指導の実績の有無</p> <p>(viii) 医療的ケア児への薬学的管理・指導の可否</p> <p>(ix) オンライン服薬指導の実施</p> <p>イ オンライン服薬指導の実施の可否</p> <p>ロ オンライン服薬指導の実施の方法</p> <p>ハ オンライン服薬指導を実施した回数</p> <p>(x) 電子資格確認の仕組みを利用して取得した薬剤情報等を活用した調剤の実施の可否</p> <p>(xi) 電磁的記録をもって作成された処方箋（いわゆる「電子処方箋」）の受付の可否</p> <p>(xii) リフィル処方箋の対応実績の件数</p> <p>(xiii) 電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無</p> <p>(xiv) 患者の薬歴その他の情報を一元的かつ経時的に管理できる手帳の交付</p> <p>イ 患者の薬歴その他の情報を一元的かつ経時的に管理できる手帳の交付の可否</p> <p>ロ 患者の薬歴その他の情報を電磁的記録をもって一元的かつ経時的に管理できる手帳（いわゆる「電子版お薬手帳」）を所持する者の対応の可否</p> <p>(xv) 緊急避妊薬の調剤の可否</p> <p>イ 緊急避妊薬の調剤の対応可否</p> <p>ロ オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤の対応可否</p> <p>(xvi) 高度管理医療機器に係る業許可</p> <p>イ 高度管理医療機器の販売業許可の有無</p> <p>ロ 高度管理医療機器の貸与業許可の有無</p> <p>(xvii) 検体測定室の実施</p> <p>(xviii) 災害・新興感染症への対応</p> <p>(5) 地域医療連携体制</p> <p>(i) 医療連携の有無</p> <p>(ii) 地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無</p> <p>(iii) 入院時の情報を共有する体制</p> <p>イ 入院時の情報を共有する体制の有無</p> <p>ロ 入院時の情報を共有した回数</p> <p>(iv) 退院時の情報を共有する体制</p> <p>イ 退院時の情報を共有する体制の有無</p> <p>ロ 退院時の情報を共有した回数</p> <p>(v) (iii) 及び (iv) に掲げるもののほか、地域における薬剤及び医薬品の適正な使用の推進及び効率的な提供に必要な情報を共有した回数</p> <p>(vi) 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制</p> <p>イ 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無</p> <p>ロ 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供した実績の有無</p> <p>(vii) 地域住民への啓発活動への参加の有無</p> <p>(viii) 調剤報酬上の位置付け</p>	<p>(vii) オンライン服薬指導実施の有無</p> <p>(viii) 電子処方箋受付の可否</p> <p>(ix) 薬剤服用歴管理の実施</p> <p>イ 薬剤服用歴管理の実施の有無</p> <p>ロ 電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無</p> <p>(x) 薬剤情報を記載するための手帳の交付</p> <p>イ 薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否</p> <p>ロ 薬剤情報を電磁的記録により記載するための手帳を所持する者の対応の可否</p> <p>(4) 地域医療連携体制</p> <p>(i) 医療連携の有無</p> <p>(ii) 地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無</p> <p>(iii) 入院時の情報を共有する体制の有無</p> <p>(iv) 退院時の情報を共有する体制の有無</p> <p>(v) 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無</p> <p>(vi) 地域住民への啓発活動への参加の有無</p>

改正後	現 行
<p>二 実績、結果等に関する事項</p> <p>(1) 薬局の薬剤師数</p> <p>(2) 医療安全対策の実施</p> <p>(i) 副作用等に係る報告を実施した件数</p> <p>(ii) 医療安全対策に係る事業への参加の有無</p> <p>(3) 感染防止対策の実施の有無</p> <p>(4) 情報開示の体制</p> <p>(5) 症例を検討するための会議等の開催の有無</p> <p>(6) <u>総取扱処方箋数</u></p> <p>(7) <u>健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議（行政職員をはじめとした地域の関係者から構成される会議体をいう。）その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数</u></p> <p>(8) <u>患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数</u></p> <p>(9) <u>患者満足度の調査</u></p> <p>(i) 患者満足度の調査の実施の有無</p> <p>(ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無</p> <p>三 地域連携薬局等に関する事項</p> <p>(1) 地域連携薬局</p> <p>(i) 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した薬剤師の人数</p> <p>(ii) <u>休日又は夜間に調剤の求めがあった場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数</u></p> <p>(iii) <u>在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数</u></p> <p>(iv) <u>地域における他の医療提供施設に対し医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数</u></p> <p>(v) <u>居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施した回数</u></p>	<p>二 実績、結果等に関する事項</p> <p>(1) 薬局の薬剤師数</p> <p>(2) 医療安全対策の実施</p> <p>(i) 副作用等に係る報告の実施件数</p> <p>(ii) 医療安全対策に係る事業への参加の有無</p> <p>(3) 感染防止対策の実施の有無</p> <p>(4) 情報開示の体制</p> <p>(5) 症例を検討するための会議等の開催の有無</p> <p>(6) <u>処方箋を応需した者（以下この表において「患者」という。）の数</u></p> <p>(7) <u>医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数</u></p> <p>(8) <u>健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議（行政職員をはじめとした地域の関係者から構成される会議体をいう。）その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数</u></p> <p>(9) <u>患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数</u></p> <p>(10) <u>患者満足度の調査</u></p> <p>(i) 患者満足度の調査の実施の有無</p> <p>(ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無</p> <p>三 地域連携薬局等に関する事項</p> <p>(1) 地域連携薬局</p> <p>(i) 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した薬剤師の人数</p> <p>(ii) <u>医療機関に情報を共有した回数</u></p> <p>イ 入院時の情報共有回数</p> <p>ロ 退院時の情報共有回数</p> <p>ハ その他の情報共有回数</p> <p>(iii) <u>休日又は夜間に調剤の求めがあった場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数</u></p> <p>(iv) <u>在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数</u></p> <p>(v) <u>麻薬に係る調剤を行った回数</u></p> <p>(vi) <u>無菌製剤処理に係る調剤を実施した回数</u></p> <p>イ 当該薬局において実施した回数</p> <p>ロ 他の薬局の無菌調剤室を利用して実施した回数</p> <p>ハ 他の薬局を紹介する等により実施した回数</p> <p>(vii) <u>地域における他の医療提供施設に対し医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数</u></p> <p>(viii) <u>居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施した回数</u></p>

改正後	現 行
<p>(2) 専門医療機関連携薬局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 傷病の区分ごとの専門性の認定を受けた薬剤師の人数</li> <li>(ii) 規則第10条の3第3項第2号の規定に基づき、同項第1号の医療機関に情報を共有した回数</li> <li>(iii) 休日又は夜間に調剤の求めがあった場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数</li> <li>(iv) 在庫として保管する傷病の区分に係る医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数</li> <li>(v) 地域における他の薬局開設者に対して傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を行った回数</li> <li>(vi) 地域における他の医療提供施設に対して傷病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数</li> </ul> <p><u>第三 その他医療を受ける者による薬局の選択に資する事項</u></p> <p>様式第1号</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>別添参照</u></p> <p>様式第2号</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>別添参照</u></p>	<p>(2) 専門医療機関連携薬局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 傷病の区分ごとの専門性の認定を受けた薬剤師の人数</li> <li>(ii) 規則第10条の3第3項第2号の規定に基づき、同項第1号の医療機関に情報を共有した回数</li> <li>(iii) 休日又は夜間に調剤の求めがあった場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数</li> <li>(iv) 在庫として保管する傷病の区分に係る医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数</li> <li>(v) 麻薬に係る調剤を行った回数</li> <li>(vi) 地域における他の薬局開設者に対して傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を行った回数</li> <li>(vii) 地域における他の医療提供施設に対し傷病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数</li> </ul> <p>様式第1号</p> <p style="padding-left: 40px;">略</p> <p>様式第2号</p> <p style="padding-left: 40px;">略</p>